



熊本県公報

第 1 2 5 2 7 号

平成 28 年 6 月 14 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険付保義務の消滅（沖新加入区）	（団体支援課） 1
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（薬務衛生課） 1
○インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入に係る一般競争入札の参加資格等	（情報企画課） 2
公 告	
○肥料登録有効期間更新	（農業技術課） 2
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課） 2
○発生鋼材の処分	（都市計画課） 3
○インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入に係る一般競争入札の実施	（情報企画課） 4
○農用地利用配分計画の認可申請	（農地・担い手支援課） 7
○農用地利用配分計画の認可申請	（ " ） 8
○農用地利用配分計画の認可申請	（ " ） 8
登 載 依 頼	
○コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限	（内水面漁場管理委員会） 8
○うなぎの採捕制限	（ " ） 8
○熊本高校応急仮設校舎賃貸借業務に係る随意契約の相手方の決定	（施設課） 9
○第二高校応急仮設校舎賃貸借業務に係る随意契約の相手方の決定	（ " ） 9

告 示

熊本県告示第 6 2 5 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 4 年 6 月 1 2 日熊本県告示第 7 7 4 号で公示した沖新加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成 2 8 年 6 月 1 1 日限り消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 6 2 6 号

理容師法（昭和 2 2 年法律第 2 3 4 号）第 1 1 条の 4 第 2 項に規定する管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 3 2 年法律第 1 6 3 号）第 1 2 条の 3 第 2 項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目 7 番 2 6 号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日（月）、1 1 月 7 日（月）及び 1 1 月 1 4 日（月）
 - (2) 講習科目
 - (ア) 公衆衛生
 - (イ) 理容所又は美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場

熊本県婦人会館（熊本市中央区水道町 1 4 - 2 1）
 - (4) 受講料

1 8, 0 0 0 円

熊本県告示第 6 2 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第 6 条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（取扱業種 O A 機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 8 年 6 月 2 8 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第 4 0 1 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 3 9 8 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1 号	窒素全量： 6 . 0 りん酸全量： 4 . 0 加里全量： 2 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 1 年 6 月 8 日

熊本県公告第 4 0 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字瀬戸窪3584番1、同3584番2、同3584番4、同3602番3、
同字狐平3766番、同3766番1、同3766番6の一部、3766番7の一部、
同3766番9の一部、同3766番11の一部、同3766番12の一部、同376
6番16の一部、同3766番40の一部及び里道
77, 042.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区大窪一丁目6番1号
一般財団法人化学及血清療法研究所

熊本県公告第403号

物品を次のとおり売却する。

平成28年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
熊本市西区新港地内
田崎仮陸橋撤去に伴う発生鋼材 377.53トン
- 2 入札期日
平成28年6月28日(火) 午前10時
- 3 入札場所
熊本市東区東町三丁目11-63 熊本土木事務所第7会議室
- 4 入札の方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は熊本(4301)手形交換所加盟金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日
入札終了後即時
- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者であって、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものの用に供しようとする者
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
(6) 民事更生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
(7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込みを行わなければならない。
(1) 提出書類 入札参加申込書
印鑑登録証明書
誓約書
(2) 提出方法 持参又は郵送による。
(3) 提出期限 平成28年6月27日(月) 午後5時
(郵送の場合は、提出期限までに必着)
(4) 提出先 熊本市東区東町三丁目11-63 熊本土木事務所
- 10 入札当日に必要な書類等
(1) 入札書
(2) 印鑑(印鑑登録証明書の印鑑又は代理人の印鑑)

- (3) 委任状（代理人が参加する場合に限る。）
 - (4) 入札保証金（購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出小切手）を封筒等に封かんしたもの
- 1.1 その他
- (1) 契約締結期限 平成28年7月5日（火）
 - (2) 売買代金納入期限 平成28年7月11日（月）
 - (3) 鋼材の搬出期限 平成28年8月19日（金）
 - (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
 - (5) 契約締結場所 熊本市東区東町三丁目11-63 熊本土木事務所
 - (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知の上入札するものとする。
 - (7) 問合せ先 熊本県熊本駅周辺整備事務所（電話096-383-6601）

熊本県公告第404号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量
インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入 一式
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
- (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (4) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。
- (5) 借入期間
平成28年12月1日から平成33年11月30日まで
- (6) 納入期限
平成28年11月28日
- (7) 納入場所
要求仕様書による。
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたものを除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、本調達に要する賃貸借料の総額とする。見積りに当たっては、60月賃貸借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額の60分の4に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額と入札書の金額の60分の56に相当する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とを合計した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の平成28年12月1日から平成29年3月31日に係るものについては108分の100、平成29年4月1日以降に係るものについては110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、

かつ、要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（取扱業種OA機器類）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

公告の日から平成28年6月28日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていることを証明できること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能性能等に関する仕様書及び製品仕様書、カタログ等

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成28年7月12日（火）午後5時まで

(4) 提出先

1(3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があつた場合は、電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月12日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月26日（火）まで行う。

(3) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年7月25日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年7月26日（火）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した

入札書及び委任状)を (ア)の日時に (イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 28 年 7 月 25 日 (月) 午後 5 時 (必着) までに 1 (3)に掲げる入札担当部局 (熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ (ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ (イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日 (熊本県の休日を定める条例 (平成元年熊本県条例第 10 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日 (熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2)に掲げる発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

(5) 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2143

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と

する。
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of the products to be rent:

Server for an internet access and Firewall for Kumamoto wide area network
1 set

(2) Date and Place for tender:

Date: July 26th 2016 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information
Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

(9th floor of Prefectural Government New building)

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 405 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 28 年 6 月 14 日から同月 27 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
梶原 康弘	葦北郡芦北町告	葦北郡芦北町大字大野字上原 2 3 3 番 1 ほか 2 筆
農事組合法人米田生産組合	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字長傳寺 7 6 3 番ほか 3 筆
内山 守	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字高岡字玉白 1 2 6 番
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字大川内字川口 2 4 5 8 番ほか 1 4 筆

株式会社それいゆ アグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字芦北字塩屋田尻2653 番1ほか3筆
あしきた農業協同 組合	葦北郡芦北町佐敷	葦北郡芦北町大字花岡字浜田272番2ほ か3筆

2 申請年月日
平成28年5月31日

熊本県公告第406号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年6月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社石松樹苗園	球磨郡錦町西	人吉市下田代町字岩渕422番4ほか1筆

2 申請年月日
平成28年6月1日

熊本県公告第407号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年6月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町千町字塘添2555番3

2 申請年月日
平成28年5月31日

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第208号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成28年6月14日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮 崎 暢 俊

1 指示の内容

県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

2 指示の期間

平成28年6月17日から平成30年6月16日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第209号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

平成28年6月14日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮 崎 暢 俊

- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域
熊本県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと接続一体を成す水面
- 4 適用除外
熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
平成28年6月14日から平成31年3月31日まで

熊本県教育委員会公告第14号

特定調達契約につき随意契約により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月14日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
熊本高校応急仮設校舎賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局施設課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2716
ファックス番号 096-384-9116
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
大和リース株式会社熊本支店
熊本市南区江越二丁目14番28号
- 5 随意契約に係る契約金額
92,556,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
熊本地震により被災した当該施設は、現在使用禁止の状態であり、学校運営に支障を来している。運営に当たり、一刻も早い仮設校舎建設が必要であるため、早急に賃貸借業務を発注する必要がある。一般競争入札の場合、随意契約と比べ入札に係る手続に、より期間を要するため、仮設校舎建設を遅らせるものであり、随意契約による施行が必要である。随意契約の相手方である当該事業所は平成28年度熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿（業種：リース・レンタル）に登録されており、熊本県内に本店又は支店（営業所）を有しているため、仮設校舎建設に当たり迅速な打合せ及び対応が可能である。また、当該事業所は一般社団法人プレハブ建築協会の正会員であり、同協会は熊本県と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結しているなど、地震等の自然災害時に、建設の準備、手続、資材部材、建設要員の確保、調達、建設を迅速に行える体制がある。当該事業所に賃貸借業務を行うことで、応急仮設校舎の早期建設に寄与できる。
以上により、緊急に施行する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、熊本県会計規則第95条第1項及び特例政令第11条第1項の規定により随意契約とする。

熊本県教育委員会公告第15号

特定調達契約につき随意契約により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月14日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
第二高校応急仮設校舎賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局施設課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2716

ファックス番号 096-384-9116

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年5月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日成ビルド工業株式会社熊本支店

熊本市中央区水前寺公園27番1号

5 随意契約に係る契約金額

52,164,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

熊本地震により被災した当該施設は、現在使用禁止の状態であり、学校運営に支障を来している。運営に当たり、一刻も早い仮設校舎建設が必要であるため、早急に賃貸借業務を発注する必要がある。一般競争入札の場合、随意契約と比べ入札に係る手続に、より期間を要するため、仮設校舎建設を遅らせるものであり、随意契約による施行が必要である。随意契約の相手方である当該事業所は平成28年度熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿（業種：リース・レンタル）に登録されており、熊本県内に本店又は支店（営業所）を有しているため、仮設校舎建設に当たり迅速な打合せ及び対応が可能である。また、当該事業所は一般社団法人プレハブ建築協会の正会員であり、同協会は熊本県と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結しているなど、地震等の自然災害時に、建設の準備、手続、資材部材、建設要員の確保、調達、建設を迅速に行える体制がある。当該事業所に賃貸借業務を行うことで、応急仮設校舎の早期建設に寄与できる。

以上により、緊急に施行する必要があると認め、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、熊本県会計規則第95条第1項及び特例政令第11条第1項の規定により随意契約とする。